

防災に関する市町村支援方策に関する有識者懇談会

規約

(名称)

第1条 本懇談会は、「防災に関する市町村支援方策に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 災害時において、市町村が災害発生から復旧まで迅速かつ的確に災害対応を行うことができるよう、市町村に対する支援方策のあり方について検討することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

(懇談会)

第4条 懇談会には座長をおき、懇談会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、議長として懇談会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 懇談会は原則として公開で開催する。

5 懇談会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。

ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 懇談会における議事要旨については、懇談会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、水管理・国土保全局（防災課）に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

1 この規約は、平成28年7月21日から施行する。